

○ 保険業法施行規則第五十六条の二第二項第五号及び第四十六号並びに第二百十条の七第二項第二十五号の規定に基づき保険会社等の子会社が営むことができる業務から除かれる業務等を定める件（平成十年十一月二十四日^{金融監督庁}大蔵省告示第十四号）

改正案	現行
<p>（保険業、銀行業又は有価証券関連業に従属し、付随し又は関連する業務）</p> <p>第二条 規則第五十六条の二第二項第四十六号及び第二百十条の七第二項第二十五号に規定する金融庁長官の定める業務は次に掲げる業務とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>四～七 （略）</p>	<p>（保険業、銀行業又は有価証券関連業に従属し、付随し又は関連する業務）</p> <p>第二条 規則第五十六条の二第二項第四十六号及び第二百十条の七第二項第二十五号に規定する金融庁長官の定める業務は次に掲げる業務とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 <u>社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）</u>第二条に規定する登録機関の行う業務</p> <p>五～八 （略）</p>